

議案第74号

財産の貸付について

下記のとおり財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

沼田市長 星 野 稔

記

1 貸付をする財産

(1) 建物（旧池田幼稚園）

園舎	鉄筋コンクリート造	1階	651㎡
倉庫	コンクリートブロック造	1階	11㎡

(2) 建物に付随する土地

土地	沼田市発知新田町字荒田474番1	1,838.75㎡
	同 488番1	613.74㎡
	同 489番1	1,117.89㎡

2 使用の目的

ファシリティマネジメント施策に関する民間提案制度に基づき採用された「旧池田幼稚園跡地をリノベーションした体験教育拠点整備事業」を実施するもの

3 貸付の相手方

沼田市上沼須町107番地2

小坂建設株式会社 代表取締役 小坂 哲平

4 貸付の期間

令和8年1月5日から令和12年3月31日まで

5 貸付の賃料

年額 330,000円